

山梨県私立学校運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、私立学校(私立の高等学校、中学校、小学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園並びに専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。)の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する生徒、児童及び幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の運営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達向上を図るため、予算の範囲内において学校法人(私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項に規定する法人を含む。以下同じ。)に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象となる者は、私立学校を設置する学校法人とする。

(補助対象除外等)

第3条 知事は、学校法人又は学校法人の設置する私立学校が次の各号の一に該当する場合は、その状況に応じ、当該学校法人を補助金の交付対象から除外し、又は当該学校法人に交付する補助金を減額して交付することができる。

- 1 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合
- 2 教育条件又は管理運営が適正を欠く場合

(補助対象経費)

第4条 この補助金の補助対象経費は、私立学校の教育に係る経常的経費で次に掲げる経費とする。

- 1 教職員人件費
- 2 教育研究・管理経費

(消耗品費・光熱水費・印刷製本費・旅費・賃金・修繕費・通信運搬費・燃料費等)

3 設備・図書経費

(教育研究用機器備品支出・図書支出)

(補助金額)

第 5 条 補助金額は、別に定める配分基準によるものとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第 4 条の規定により補助金交付申請書 (第 1 号様式) に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 1 事業計画書 (第 2 号様式)
- 2 収支予算書 (第 3 号様式)
- 3 学則
- 4 前各号のほか知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第 7 条 規則第 6 条の規定による補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容変更、中止又は廃止する場合においては、補助事業変更 (中止又は廃止) 承認申請書 (第 4 号様式) により知事の承認を受けること。ただし、補助金の額を変更せず、かつ、補助対象経費の変更が 2 割以内の場合はこの限りでない。

(補助金の交付の時期)

第 8 条 補助金の交付は、四半期ごとに概算払によるものとし、概算払請求書 (第 7 号様式) により交付するものとする。ただし、専修学校及び各種学校に係る補助金並びに知事が特に必要と認めたものの概算払の時期については、この限りでない。

(実績報告書)

第 9 条 規則第 1 2 条の規定による実績報告書 (第 5 号様式) には、収支決算書

(第6号様式)を添えなければならない。

(証拠書類等の整備及び保管)

第10条 補助金の交付を受けた者は、当該経費の収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を整備し、年度終了後5年間保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、昭和52年度から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年度から適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年度から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

